

富田林市地域防災計画

総則・災害予防対策編

平成18年1月修正

富田林市防災会議

[総則・災害予防対策編]

目 次

《 総 則 》

第1章 目 的	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の概要	3
第2章 災害の想定	5
第1節 市勢の概況	5
第1 地理的条件	5
第2 社会的条件	8
第2節 災害の想定	9
第1 想定災害	9
第2 地震被害想定	10
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第1節 富田林市(議会事務局及び各行政委員会事務局を含む)	11
第2節 大阪府	14
第3節 大阪府警察(富田林警察署)	15
第4節 指定地方行政機関	15
第5節 自衛隊(陸上自衛隊第三師団)	15
第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関	15
第7節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	17
第4章 住民、事業所の基本的役割	19
第5章 計画の修正	19
第6章 計画の周知徹底	19

《 災害予防対策 》

第1章 災害に強いまちづくり	23
第1節 都市の防災機能の強化	23
第1 防災生活圏の形成	23
第2 防災空間の整備	23
第3 都市基盤施設の防災機能の強化	24
第4 木造密集市街地の整備促進	25

第5	土木構造物の耐震対策の推進	25
第6	ライフライン施設災害予防対策	26
第2節	建築物の安全化	28
第1	建築物の耐震対策の促進	28
第2	建築物の安全性に関する指導等	29
第3	文化財対策	29
第3節	水害予防対策の推進	31
第1	河川の改修	31
第2	水害防止対策の推進	31
第3	下水道の整備	32
第4	農地防災対策	32
第5	道路の冠水対策	32
第4節	土砂災害予防対策の推進	33
第1	土石流対策（砂防）	33
第2	地すべり対策	33
第3	急傾斜地崩壊対策	34
第4	土砂災害警戒区域等における防災対策	34
第5	山地災害対策	34
第6	宅地造成地の防災対策	35
第5節	危険物等災害予防対策の推進	36
第1	危険物災害予防対策	36
第2	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	36
第3	毒物劇物災害予防対策	37
第4	放射性同位元素等に係る災害予防対策	37
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	38
第1節	総合的防災体制の整備	38
第1	中枢組織体制の整備	38
第2	動員体制の整備	40
第3	防災機能の確保・充実	42
第4	資機材の整備	43
第5	防災訓練	43
第6	人材の育成	44
第7	公共施設における防災体制の整備	44
第8	防災に関する調査研究の推進	45
第9	広域応援体制の整備	45
第2節	情報収集・伝達体制の整備	46
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	46

第2	情報収集伝達体制の強化	47
第3	災害広報体制の整備	47
第4	防災情報共有社会の実現	48
第3節	火災予防対策の推進	49
第1	火災予防対策	49
第2	林野火災予防対策	50
第4節	消火・救助・救急体制の整備	51
第5節	災害時医療体制の整備	53
第1	基本的な医療体制	53
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	54
第3	初期医療体制の整備	54
第4	後方医療体制の整備	55
第5	医薬品等の備蓄及び供給体制の整備	55
第6	患者等搬送体制の確立	55
第7	医療機関の防災体制と協力体制の確立	56
第8	医療関係者に対する訓練等の実施	56
第6節	緊急輸送体制の整備	57
第1	陸上輸送体制の整備	57
第2	災害時用臨時ヘリポートの選定	57
第3	緊急通行車両の事前届出	58
第4	緊急通行車両確認申請	59
第7節	避難収容体制の整備	60
第1	避難地・避難路の選定	60
第2	避難所	61
第3	避難所の運営管理体制の整備	62
第4	避難誘導體制の整備	62
第5	応急危険度判定体制の整備	63
第6	応急仮設住宅等の事前準備	64
第7	砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用	64
第8節	緊急物資確保体制の整備	65
第1	給水体制の整備	65
第2	食料・生活必需品の確保	66
第9節	ライフライン確保体制の整備	68
第1	上水道（市）	68
第2	下水道（市）	68
第3	電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）	69
第4	ガス（大阪ガス株式会社南部導管部）	70

第5	電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店、ケイディーディーアイ株式会社 （関西支社））	71
第6	住民への広報	72
第10節	交通確保体制の整備	73
第1	鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）	73
第2	公共輸送機関（近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社金剛自動車）	73
第3	道路施設	73
第11節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	74
第3章	地域防災力の向上	75
第1節	防災意識の高揚	75
第1	防災知識の普及啓発	75
第2	防災教育	76
第3	防災広報	77
第2節	自主防災体制の整備	79
第1	自主防災組織の育成	79
第2	事業所等による自主的な防災体制の整備	80
第3節	ボランティアの活動環境の整備	82
第1	ボランティア受入れ体制の整備	82
第2	ボランティア団体等への支援と連携	82

總 則

第1章 目的

第1節 計画の目的

富田林市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条の規定に基づき、富田林市防災会議が定める計画であって、災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための市域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関し、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の概要

この計画は、市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画であり、以下の通り 4 編構成とする。

1 第1編 総則・災害予防対策編

(1) 総 則

市及び関係機関が地震災害、風水害等に対して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される災害被害等について定める。

(2) 災害予防対策

災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための措置について定める。

2 第2編 地震災害応急対策・復旧復興対策編

(1) 地震災害応急対策

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活保護等、市及び関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。

(2) 地震災害復興・復旧対策

地震発生後における市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

(3) 附編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震の警戒宣言が発令された場合に、市がとるべき措置について定める。

3 第2編 別編 東南海・南海地震防災対策推進計画

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、東南海・南海地震に関して地震防災上、緊急に整備・対策すべき事項について定める。

4 第3編 風水害等応急対策・復旧復興対策編

(1) 風水害等応急対策

風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

(2) その他災害応急対策

林野火災や危険物等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

(3) 風水害等復旧・復興対策

風水害等発生後における市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

5 資料編

防災関係資料をとりまとめる。

総 則	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧・復興対策	資 料
第1編 総則・災害予防対策編		第2編 地震災害応急対策・復旧復興対策編		第4編 資料編
		別 編 東南海・南海地震防災対策推進計画		
		第3編 風水害等応急対策・復旧復興対策編		

第2章 災害の想定

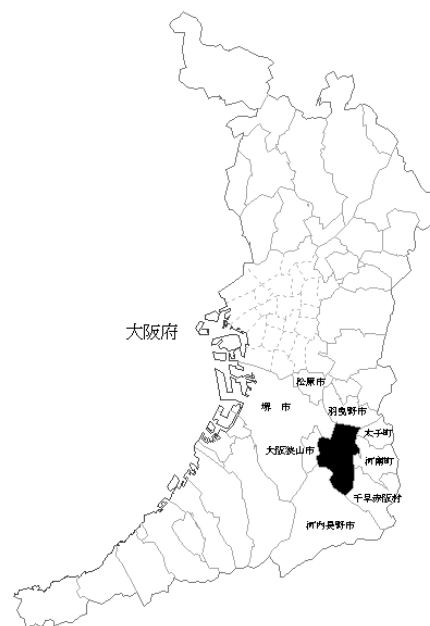
第1節 市勢の概況

第1 地理的条件

1 位置と地形

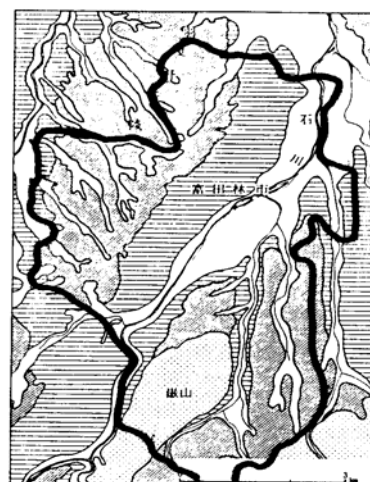
本市は、大阪府の東南部、大阪都心部から約 20 k m の距離に位置し、東西 6.4 km、南北 10.1 km、面積 39.66 k m² の市域を有している。

市庁舎位置 — 北緯 34° 29′
— 東経 135° 36′



市域内の地形は、石川が市を分断する形で南から北へ流下しているのが特徴的で、地域的には大きく平坦部、丘陵部、山間部の三つの地域に大別できる。

区分	地域範囲	割合 (%)
平坦部	石川と合流する各河川の河岸段丘地帯	35
丘陵部	西部から北への丘陵地帯, 東南部丘陵地帯	40
山間部	南部の嶽山・金胎寺山が連なる山間地帯	25



富田林市周辺の地形区分図

2 地質構造

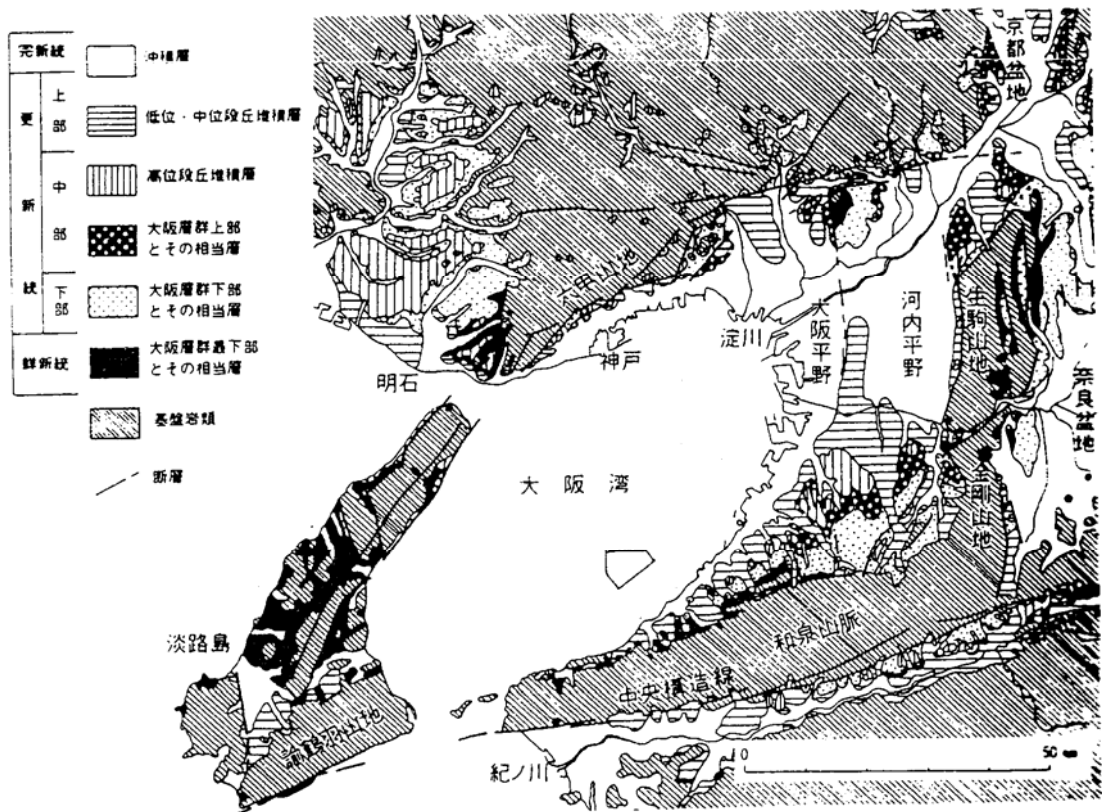
本市の地盤は、鮮新～更新世（約 300 万年前～30 万年前）堆積層の大阪層群と完新世の大阪層群沖積層より形成されており、平野部は、石川周辺の河岸堆積層の沖積で構成され、西部の丘陵部は大阪層群上部洪積層の粘土層と砂礫からなり、その層厚は比較的薄い。山間部の領家花崗岩の基盤岩は、生駒断層などの活断層により上昇し、露出した山地形である。

市域で最も高いのは標高 296.4m の金胎寺山である。金胎寺山の山体の主要部を構成する岩石は花崗岩で、約 300 万年前から六甲変動とよばれる断層活動を伴った激しい地殻変動がはじまり、今日の金剛山や六甲山、それに金胎寺山が形成された。

金胎寺山の山並の北端に、高くはないが台形をした、いかにも重々しい山容を呈するのが嶽山である。嶽山本体の岩石は安山岩ないし石英安山岩質の火山岩で、サヌカイトとして知られている。

羽曳野丘陵（「富田林市土地分類調査（細部調査）報告書」では富田林丘陵としており、以下では「富田林丘陵」とする。）は富田林市の南端、河内長野市との境界付近から羽曳野市にかけて広がり、ほぼ南北に長く、かつ中央部で東西に膨らんださつまいものような形をしている。東西に切った場合の断面をみると、分水界をはさんで西側に傾斜が緩く、かつ長い斜面があり、反対に石川に面した東側は急傾斜で短い斜面を持つという特徴がある。

図 大阪地域の地質 [大阪層群 (市原実編著)]



(1) 丘陵をつくる大阪層群

富田林市の丘陵を形作っている大阪層群と総称される一連の地層は、今から約 300 万年前から約 120 万年前にかけてできた地層で、当時の湖や海に堆積した砂礫・砂層・粘土層などからなり、全体の層厚は約 300m に達し、その間の各所に何枚かの火山灰層をはさんでいる。

大阪層群中で最も顕著な火山灰層はアズキ層群とよばれ、大阪よりはるか西方の九州方面の火山から噴出したものが西風によって運ばれ、広い範囲に堆積したもので、大阪層群と同じ時期に堆積した各地の地層中に認められる。このアズキ火山灰層は互いにはなれた地域の地層の堆積時期を比較することができ、一般に「鍵層」という。

(2) 富田林丘陵の背斜構造

付近の地下には断層が通っており、その断層の活動、すなわち石川谷の部分は沈降し、富田林丘陵側が西に傾きつつ隆起するという地盤の運動の影響を受けている。このような地盤の動きは現在も続いていると考えられる。

佐備川以東の河南丘陵も富田林丘陵と同様の背斜構造があるが、金胎寺山・嶽山の東側をほぼ南北に通る断層によるものと考えられる。この二つの背斜にはさまれて南北にのびる向斜部分が石川谷である。

3 気 象

本市の気象は概ね平野地帯的で年平均気温は 16℃～17℃、年平均降水量は 900mm～1,200mm で、瀬戸内式気候に類似して比較的温暖な地帯である。

降雨時期については、4月下旬を中心とする春雨、6月下旬の梅雨、そして台風期を含む秋雨時に集中している。

(参照：富田林市消防本部気象データ)

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、昭和 25 年の市制施行当時は約 3 万人であったが、都市化の進展と西部丘陵地域の開発により増加を続け、昭和 58 年には 10 万人を突破し、さらに平成 6 年には 12 万人を超え、平成 17 年（2005 年）1 月 31 日現在 125,241 人となっている。

2 都市構造

本市域には鉄道として、中心を南北に走る近鉄長野線と西部の金剛地区を通る南海高野線の 2 路線があり、また、主要道路として近鉄長野線をはさんで南北に走る国道 170 号（大阪外環状線）と旧国道 170 号及びこれに交わる国道 309 号と府道森屋狭山線がある。鉄道と東西道路の交差は、鉄道が連続立体交差化されていないために所々で分断されている。

一方、西部の金剛地区を中心に丘陵開発された中高層建築物の増加が目立ち、また、中心部の既成市街地においては、狭隘道路と木造家屋の密集という防災上の問題をはらんでいる。

第2節 災害の想定

第1 想定災害

この防災計画の作成に当たっては、本市の地形・地質・気象等の自然的条件及び人口・市街地構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種の災害の履歴を勘案し、これを基礎として将来、本市に発生し得るべき災害を選定・想定の上、計画した。

1 地震災害（海溝型地震・直下型地震）

- (1) 人的被害
- (2) 家屋・都市施設（電力、ガス、通信、上・下水道施設等）の損壊等
- (3) 火災の発生
- (4) 山地の崖崩れ・樹木の倒壊

2 風水害

- (1) 大雨による河川のはん濫・浸水、ため池の破堤等
- (2) 強風による家屋・電柱の倒壊等
- (3) 山地の樹木の倒壊等
- (4) 河川・ため池等のはん濫による水害等
- (5) 低湿地域等の排水不良による浸水等
- (6) 宅地造成地における崖くずれ・構造物の崩壊等
- (7) 山地の斜面崩壊・土石流災害等

3 大規模火災

- (1) 市街地等の家屋密集地における大規模火災
- (2) 山地における大規模林野火災
- (3) 高層建築物火災

4 危険物による災害

- (1) 危険物の爆発による災害
- (2) 危険物の流出・噴出による災害

第2 地震被害想定

大阪府が、直下型地震及び海溝型地震を想定して、平成7年度と8年度の2か年にわたって実施した被害想定調査にもとづき、富田林市における被害の状況を示す。

本市では、被害想定が一番大きい「生駒断層系」地震が発生した場合を想定して対策を講じるものとする。

○想定地震発生時の条件

- ・季節 時間：冬の夕刻、平日午後6時
- ・気象条件：晴れ、平均風速 2.4m/s

	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ	
地震の規模	マグニチュード(M) 6.6～7.3	マグニチュード(M) 6.5～7.2	マグニチュード(M) 6.9～7.6	マグニチュード(M) 7.2～7.8	マグニチュード(M) 8.4	
	計測震度 5弱～6強	計測震度 5弱～6強	計測震度 4～5弱	計測震度 5弱～6強	計測震度 5弱～5強	
建物全半壊棟数 (単位：棟)	全壊 74 半壊 1,639	全壊 1,239 半壊 3,898	全壊 0 半壊 0	全壊 30 半壊 1,084	全壊 21 半壊 887	
出火件数	2件	5件	0件	2件	2件	
死傷者数 (単位：人)	死者 4 負傷者 426	死者 22 負傷者 1500	死者 1 負傷者 1	死者 3 負傷者 271	死者 1 負傷者 219	
罹災者数	7,827人	22,515人	2人	4,955人	3,916人	
避難所生活者数	2,288人	6,583人	1人	1,449人	1,145人	
ライフライン	停電	0	0	0	0	
	ガス供給停止	29千戸	29千戸	0	0	
	水道断水	25～50%	25～50%	0～25%	25～50%	—
	電話不通	32千世帯	27千世帯	0	11千世帯	0

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市・大阪府・指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等は、災害の未然防止と被害の軽減を目的として、相互に連携・協力し、平常時から防災対策上の事務又は業務を総合的・計画的に実施して、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1節 富田林市(議会事務局及び各行政委員会事務局を含む)

1 災害対策本部事務局(総務部 危機管理課)

- 災害対策本部の活動計画の総合調整に関すること
- 被害状況の総括及び報告に関すること
- 災害応急対策実施状況の総括に関すること
- 災害救助法の適用申請に関すること
- 防災行政無線の適用に関すること
- 防災関係機関との連絡調整に関すること
- 災害見舞金の支給に関すること

2 市長公室

- 国及び府関係者の被災地視察に関すること
- 本部長の被災地視察に関すること
- 職員の非常召集、現況把握に関すること
- 災害対策要員の確保に関すること
- 各部への応援要員編成に関すること
- 職員、災害対策要員の災害補償、給与、手当に関すること
- 市民に対する災害情報と予警報の公告宣伝及び報道機関との連絡に関すること
- 被害状況等の撮影・記録に関すること
- 町会、自治会との連絡調整及び協力要請に関すること
- 記録、整理に関すること
- 災害情報の発信、収集に関すること
- 庁内情報システムのセキュリティに関すること
- 金剛地域の被災状況全般の把握及び本部との連絡調整に関すること

3 総務部

- 災害情報の収集に関すること
- 市民からの通報受付に関すること
- 車両の確保、配車に関すること
- 義援物資の受領、保管に関すること
- 市有財産の被害状況調査及び復旧に関すること
- 災害対策の予算措置に関すること

- 災害応急対策資材の調達に関する事
- 緊急時における建設業者への応援要請に関する事
- 用品の調達に関する事

4 市民生活部

- 市民の生命、身体及び財産にかかる被害状況調査に関する事
- 罹災証明書の発行に関する事
- 災害時の食糧、生活必需品等救助物資の調達及び輸送に関する事
- 救援物資等の配分に関する事
- 市民相談、苦情等の受付、処理に関する事
- 防疫対策及び清掃（ゴミ・し尿）の実施に関する事
- 一類感染症等患者発生に対する措置に関する事
- 防疫薬品及び防疫資材の調達、整備に関する事
- 遺体の収容及び埋葬に関する事
- 公害発生の予防及び処置に関する事
- 災害による廃材・ガレキ等の処理計画に関する事
- 商工業関係の被害状況調査に関する事
- 商工業者への災害融資斡旋に関する事
- 罹災者への災害対策資機材の斡旋に関する事
- 災害時における米穀及び食糧・生活必需品の調達（大中規模・小売店舗等との連携）に関する事
- 商工会との非常対策の連絡に関する事

5 保健福祉部

- 避難者の誘導に関する事
- 慰労金の支給及び災害救護資金の貸付に関する事
- 災害生業資金の貸付調査に関する事
- 生活保護世帯等の罹災状況調査に関する事
- 罹災者に対する炊き出し等救護に関する事
- 赤十字奉仕団との連絡調整及び義援金に関する事
- 防災ボランティアの対応及び協力要請に関する事
- 罹災者に対する炊き出し等救護に関する事
- 避難収容者の救護及び調査に関する事
- 災害時要援護者の救援救護に関する事
- 医療、助産の実施に関する事
- 医師会、病院との連絡調整に関する事
- 医薬品の調達及び供給体制の整備に関する事
- 疾病、負傷者の収容及び調査に関する事
- 保育所等の連絡、安全確保、施設の管理に関する事

施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること

6 まちづくり政策部

道路、橋梁等施設の被害状況調査及び応急対策に関すること

調査及び応急対策にあたる作業隊の編成に関すること

障害物の除去に関すること

交通機関の被害状況調査に関すること

道路通行規制実施に関すること

水防資機材の整備、点検、払い出しに関すること

住宅造成地、急傾斜地、土砂流等危険箇所の点検に関すること

被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関すること

応急仮設住宅、仮設便所、応急避難収容施設の建設及び住宅応急修理に関する
こと

市営住宅その他公共施設の総合的な被害状況調査及び緊急措置に関すること

河川水路、ため池等の農業用施設、急傾斜地、公園の被害状況調査及び応急対
策に関すること

河川水域の監視及び警戒に関すること

水利組合及び関係機関との調整に関すること

農林畜産物関係の被害状況調査に関すること

農林業者への災害融資斡旋に関すること

農業への非常対策の連絡に関すること

施設の管理に関すること

7 人権文化部

避難所の開設運営に関すること

施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること

避難収容者の救護及び調査に関すること

避難者への食糧・救助物資の配給に関すること

ボランティア・NPOの受入と連絡調整に関すること

8 上下水道部

下水道等排水施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること

市民への周知及び下水処理施設関係機関との調整に関すること

関係機関との連絡調整に関すること

給水活動の総合調整に関すること

応急給水の実施に関すること

断水及び復旧状況等の広報に関すること

原水、浄水の確保に関すること

給水薬品の確保に関すること

緊急時における病院・避難施設への給水に関すること

- 水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
- 水道復旧資機材の確保に関すること

9 教育委員会

- 学校教育施設における避難所の開設運営に関すること
- 文化振興事業団との連絡調整に関すること
- 施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること
- 避難所収容者の救護及び調査に関すること
- 避難者への食糧・救助物資の配給に関すること
- 教育機能の復旧に関すること
- 児童・生徒の避難救助及び罹災状況の調査に関すること
- 罹災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること
- 文化財等被災状況調査及び応急対策に関すること
- 施設の管理及び緊急措置に関すること

10 市議会事務局

- 市議会議員との連絡調整に関すること
- 本部長の特命事項に関すること
- 災害時における他の部への応援協力に関すること

11 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局

- 行政委員会との連絡に関すること
- 本部長の特命事項に関すること
- 災害時における他の部への応援協力に関すること

12 会計課

- 災害救助法による物品、資材に要した費用及び災害対策本部の活動に要した費用の経理に関すること

13 消防本部

- 消防・水防活動の実施に関すること
- 危険物災害応急対策に関すること
- 救出救助業務並びに行方不明者の捜査に関すること
- 被害地の整理等に関すること
- 自主防災等住民組織との調整に関すること

第2節 大阪府

1 大阪府南河内地域防災推進室

- 災害予防及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

2 大阪府富田林土木事務所

- 府所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策に関すること

水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること

3 大阪府南河内農と緑の総合事務所

ため池に係る水防対策に関すること

4 大阪府富田林保健所

災害時における保健衛生活動、保健衛生の指示及び防疫活動に関すること

第3節 大阪府警察（富田林警察署）

災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握に関すること

被災者の救出・救助及び避難誘導・指示に関すること

交通規制等対策に関すること

犯罪の予防、取締りその他治安の維持に関すること

遺体の検視（見分）等の措置に関すること

広域応援等の要請及び受け入れに関すること

災害資機材の整備に関すること

第4節 指定地方行政機関

1 近畿地方整備局大和川河川工事事務所

所管施設の防災対策に関すること

所管土木施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること

第5節 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）

地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

市その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援・協力に関すること

第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支社）及び株式会社NTTドコモ関西（以下、本計画においては「西日本電信電話株式会社等」という。）、KDDI株式会社（関西支社）

電気通信設備の整備と防災管理に関すること

応急復旧用通信施設の整備に関すること

津波警報、気象警報の伝達に関すること

災害時における重要通信確保に関すること

- 災害関係伝法・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

2 日本赤十字社（富田林地区）

- 災害時における医療助産等救護活動に関する事
- 避難所奉仕、義援金品の募集及び配分の協力に関する事
- 医薬品等の供給及び救助物資の備蓄に関する事

3 大阪ガス株式会社（南部導管部）

- ガス施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

4 日本郵政公社近畿支社富田林市内郵便局

- 災害時における郵便業務の確保に関する事
- 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関する事

5 日本通運株式会社

- 緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における救助物資、避難者の緊急輸送の協力に関する事
- 復旧資材等の輸送協力に関する事

6 関西電力株式会社（羽曳野営業所）

- 電力施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- 災害時における電力の供給確保に関する事
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

7 各地方鉄道（近畿日本鉄道株式会社，南海電気鉄道株式会社）

- 鉄道施設の防災管理に関する事
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

第7節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 社団法人富田林医師会

災害時における緊急医療救護活動に関すること

2 社団法人富田林歯科医師会

災害時における緊急医療救護活動に関すること

3 富田林薬剤師会

災害時における緊急医療救護活動に関すること

4 J A大阪南農業協同組合

市の実施する営農指導及び被害調査の補助に関すること

農地、農業施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付に関すること

5 大阪府森林組合

山林火災予防対策に関すること

6 富田林商工会等

被災者への救助用物資・復旧資材の確保の協力に関すること

7 ため池管理者・水利組合

ため池・水門・水路その他農業用施設の整備と防災管理に関すること

8 危険物関係の取扱い施設管理者

災害時における危険物の保安に関すること

9 学校、幼稚園、保育所(園)、病院、介護保険施設等、公的施設の管理者

災害時の要介護者支援体制の整備に関すること

施設入所者及び利用者の避難に関すること

10 社団法人大阪府エルピーガス協会

エルピーガス施設の整備と防災管理に関すること

災害時におけるエルピーガスによる二次災害防止に関すること

災害時におけるエルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保に関すること

被災エルピーガス施設の復旧事業の推進に関すること

11 富田林市社会福祉協議会

災害時における福祉に関すること

ボランティアの防災活動支援に関すること

1 2 各乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社
金剛自動車）

バス施設の災害予防、災害応急対策及び復旧に関すること

災害時の緊急輸送対策に関すること

第4章 住民、事業所の基本的役割

災害発生初期、とくに地震災害の場合など、市や防災関係機関の対応はおのずと限界もあることから、各家庭や地域住民、事業所の連携等地域コミュニティの果たす役割は大きいことはいうまでもない。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、地域はみんなで守るという市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、初期消火を行う、近隣の負傷者・災害時要援護者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の維持に努めるとともに、自らの事業所の安全確保に万全の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 計画の修正

富田林市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本防災計画を社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは富田林市防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- 1 富田林市防災会議は関係機関の意見等を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 富田林市防災会議は、作成した防災計画の修正について災害対策基本法第42条第3項の規定によりあらかじめ大阪府知事に協議する。
- 3 富田林市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 4 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、住民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、市公報に掲載する他、広報誌等により周知するものとする。

第6章 計画の周知徹底

この計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他の防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。また、この計画のうち特に必要と認める事項は、市民に徹底を図るとともに、災害予防計画に基づく訓練を実施する。

災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市及び関係機関は、災害の発生を未然に予防し、災害が発生した際に被害を最小限に抑制するため、防災空間の整備や土地利用の誘導、都市施設や市街地の整備を推進することにより、都市そのものの防災機能の向上に努める。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部）を活用するものとする。また、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努める。さらに、これとあわせて、住宅をはじめとした個々の建築物、公共土木建築物等の耐震・耐火等防災性の向上に努める。

第1 防災生活圏の形成

市は、地域活動圏や交通幹線網等に配慮しつつ、防災生活圏を第1次から第3次までの3段階で設定し、それぞれの段階に応じた防災機能を持つ防災生活圏の整備に努める。

1 第1次防災生活圏

小学校区（16校区）を基本単位として、避難所となる公共施設や一時的な避難所となる公園（避難公園）、運動広場を整備するとともに、幅員6m以上の生活道路あるいは常緑樹による緑化道路を整備し、地域の防災環境を整えるとともに、市民の相互支援意識を醸成して地域防災力の向上を図る。

2 第2次防災生活圏

複数の第1次防災生活圏で構成する中学校区（8校区）を第2次防災生活圏とし、広域幹線道路に接続する広幅員の道路や緑道、地区公園を整備し、防災環境を整える。

3 第3次防災生活圏

大規模災害時には必要に応じて対策支部を設置するため、市域を4区程度に分けて第3次防災生活圏を設定し、学校施設等を活用した物資備蓄拠点や地域の防災活動拠点を整備するなど、地域の防災生活圏の形成に努める。

第2 防災空間の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。また、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして活用するため、学校グラウンドや河川敷の効果的整備を図る。

1 都市公園等の整備

災害時における避難地あるいは遮断帯としての機能を有する公園の体系的な整備を推進する。

(1) 広域避難地となる都市公園の整備

錦織公園については、府の計画に基づき防災機能の充実に努める。

(2) 一時避難地となる公園の整備

一時避難地としての都市公園等については、避難所と一体となって災害時の活動拠点となるよう整備を図るとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の確保など、防災機能の強化に努める。

(3) その他防災に資する身近な公園の整備

街区公園等を延焼遮断空間として整備するなど、街区等における防災力の向上に努める。

2 道路・緑道の整備

市及び関係機関は、災害時の安全な避難と緊急物資、支援物資等の輸送のため、広幅員道路の整備並びに既存道路の緑化に努める。

3 市街地の緑化

公園の緑や街路樹、市街地に残存する寺社林、河川・ため池周辺の緑は、火災の延焼を防止する遮断帯・緩衝帯として、防災上重要な役割を担うことから、緑化の推進を図るとともに自然環境を生かした緑地の保全に努める。

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

市及び施設管理者は、都市基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備に努める。

1 主要道路の整備

市及び国・府等の道路管理者は、道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、府が指定する広域緊急交通路と市が指定する地域緊急交通路に接続する道路を主体に拡幅・改良を図り、必要に応じて落石覆工及び線形改良等の事業を実施し、災害に強い道路づくりを推進し、これにより安全な道路ネットワークの形成を図る。

2 生活道路の整備

市は、避難所及び避難路へ接続する道路については、防災対策や安全性対策等に配慮し、狭隘道路の解消とともに、歩行者の安全を確保する道路構造の整備に努める。

3 道路環境の整備

市及び国・府等の道路管理者は、災害に強い道路環境を創出するために、次の項目に留意した整備に努める。

- (1) 歩道の確保
- (2) 道路の緑化（延焼遮断帯としての効果）
- (3) 駐車・駐輪場の確保（路上駐車、放置自転車、放置バイク等の解消）

4 河川における防災機能の強化

市及び府は、市内の中小河川について親水空間の整備に努めるとともに、消防用水等の

活用空間の整備を図る。

第4 木造密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、建築物の不燃化・耐震化の促進と住環境や都市基盤施設の総合的整備に努める。

1 規制・誘導

- (1) 市街地主要部分の不燃化を促進するため、防災地域及び準防火地域を適切に指定するなどにより市街地の改造を図る。
- (2) 「富田林市既存建築物耐震改修促進実施計画」による耐震診断等を促進する。

2 面的各種事業の推進

土地区画整理事業の推進や道路、公園等の防災空間の整備、耐震性・耐火性に優れた住宅への建替え等を促進し、まちの防災機能の強化に努める。

第5 土木構造物の耐震対策の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について耐震対策を推進する。

1 鉄軌道施設

鉄道事業者は橋梁部等の耐震対策を推進する。

2 道路施設

(1) 道路の整備

道路のり面、路体の崩壊等の危険箇所の調査を行い、計画的に対策工事を実施する。

(2) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため点検を実施し、これに基づき必要な補修を行う。

(3) 横断歩道橋の整備

歩道橋の落下を防止するために、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施し、その整備に努める。

3 河川施設

河川管理者は、自ら管理する河川堤防及び河川構造物について、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

4 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設管理者は、自ら管理する砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについて、必要に応じて耐震対策を実施する。

5 ため池施設

ため池管理者は、老朽ため池の耐震対策を必要に応じて実施する。

第6 ライフライン施設災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震・風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1 上水道施設（市）

災害による断水、減水を防止するため、水道施設・設備の強化と保全に努める。

- (1) 「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設・設備の耐震化を促進する。特に、管路には耐震性の高い管材料等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
- (3) 管路の多重化（連絡管等の整備）等による補完機能の強化に努める。
- (4) 集中監視システムを活用した常時監視及び巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じた計画的な施設整備を実施する。

2 下水道施設（市）

災害による下水道施設の機能の低下及び停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の整備にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから実施する。
- (3) 重要施設の複数系列化及び施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (4) 浸水対策として雨水幹線の整備を順次進め、浸水箇所の解消に努める。
- (5) 雨水の排水が円滑にできるよう、雨水管渠の清掃点検に努める。
- (6) 下水道施設への流入・流出量及び水質並びに水防情報について、常に把握できる体制の確保に努める。

3 電力供給施設（関西電力株式会社羽曳野営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 電力供給系統の多重化に努める。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づき、施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社南部導管部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保及び緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧、中圧、低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社大阪支店、ケイディーディアイ株式会社（関西支社））

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨及び洪水のおそれのある地域の電気通信設備等について耐水構造化を行う。
 - イ 暴風のおそれのある地域の電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
 - ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現行化
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化に努める。

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局大阪国道工事事務所、府、市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

第2節 建築物の安全化

市及び関係機関は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努め、個々の建築物の耐震・耐火等防災性の向上をめざす。

第1 建築物の耐震対策の促進

市及び関係機関は、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画」及び、「富田林市住宅建築物耐震化促進計画」により、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、実施計画に基づき耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

1 公共建築物

民間建築の模範となるよう、各所管において計画的に推進する。

(1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物

防災対策の拠点となる施設の診断を最優先で実施するとともに、避難場所に指定している小・中学校等について順次診断し、必要に応じて改修を実施する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物

市民会館、福祉青少年センター、青少年スポーツホール、各公民館、各図書館等について耐震診断し、必要に応じて耐震対策を実施する。

(3) 市営住宅等

市営住宅については、「富田林市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替え・改修を順次実施する。

2 民間建築物

民間建築物の耐震診断及び耐震改修については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する「特定建築物」を中心に施策を展開し、さらに特定建築物以外の建築物についても重要度を考慮しつつ診断及び改修の指導・促進に努める。

(1) 指導の方針

大規模店舗、物販店、病院、診療所等の不特定多数の者が利用する建築物や、共同住宅、事業所等の建築物等の所有者に対し、耐震診断・改修に関する啓発及び指導・助言を行い、実施に向けて誘導する。

(2) 耐震診断の補助

民間建築物の耐震診断の実施を促進するため、「富田林市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱」に基づき、耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対し助成を行う。

(3) 歴史的建造物への対応

歴史的建造物については、文化財保護法との関連を尊重しつつ、耐震診断・改修等の安全対策に努める。

3 工作物の安全対策

屋外広告物等の落下防止対策やブロック塀、アーケード、煙突等の安全対策及び点検については、地元自治会、商店会等の協力を得ながら、安全対策の普及・啓発を行い、必要に応じて改善指導を講ずるよう指導する。

第2 建築物の安全性に関する指導等

市は、建築物の安全性を確保するための指導、助言等を行う。また、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 建築物の安全性に関する指導

建築物の新築・改築に関しては、建築基準法に基づく指導・助言により、安全性の確保に努める。

2 定期報告制度の活用

建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告及び高層建築物等の防災計画書作成指導に努める。

3 福祉的整備

「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設をはじめ交通機関、医療機関、商業施設などの改善を要請するなど、都市防災環境の整備を促進する。

4 液状化対策

公共・公益施設の整備にあたっては、地盤改良などにより液状化の発生を防止する対策を講じるとともに、大規模開発などとの十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造などの啓発に努める。

第3 文化財対策

1 施設等の整備

文化財所有者及び関係機関は、次のような防災対策上の施設整備に努める。

- (1) 火災対策（警報・消火・防火設備の整備、施設・機器の点検整備等）
- (2) 落雷対策（避雷針の設置等）
- (3) その他の対策（周辺環境整備、委託保管、施設・機器の点検整備等）

2 保護思想の普及

文化財の保護には所有者だけでなく一般住民の協力も重要であり、文化財防火デー、文化財保護強化週間、文化財保護月間などの機会を通じて、一般住民に対する文化財保護思

想の普及を行う。

3 関係機関の連絡、協力及び防災訓練

文化財所有者、消防署、警察署、市教育委員会、その他関係機関は平常時から密接な連絡を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるように努める。

4 歴史的町並み（富田林重要伝統的建造物群保存地区）への対応

歴史的町並みについては、「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画」に基づき、環境の整備等を推進するとともに、安全の確保に努める。

(1) 防災拠点等の整備

防災設備等の整備を推進するとともに、その充実に努める。

(2) 防災水利の整備

火災報知設備や消火器等の屋内消火設備の設置の促進と、十分な消防用水の確保に努める。

(3) 通報施設の整備

火災の早期発見、初期消火、延焼防止の実効性を高めるため、通報施設の体系的な配置に努める。

(4) 避難

建物が密集し、かつ道路が狭隘である地域特性を考慮し、地区レベルの避難ルールを策定する等、避難体制の整備に努める。

(5) 自主防災組織の育成

保存地区内の自主防災組織の育成に努め、「防災知識の普及」「防災訓練の実施」「災害発生時における初期消火、救出救護等の応急対策」等諸活動の実践を図る。

(6) 公的消防体制との協働

保存地区内における火災の早期発見、初期消火、延焼防止に努め地元住民組織と十分連携を保ち、協働して総合的な防災システムを確立する。

第3節 水害予防対策の推進

浸水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川の改修

1 河川改修の推進

本市には石川・東除川・佐備川等7河川が市域を流れており、年次計画により各河川管理者は順次河川改修を進めているが、今後は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況をも勘案し、局地的な集中豪雨にも耐えうるよう流量等の再検討を行い、災害を未然に防ぎ得る河川とする一層の改修事業の実施に努めるとともに、一定規模の開発に対しては、調整池の設置を指導するなど、地域全体として治水安定度の向上に努める。

(1) 国・府管理の河川

国・府が管理する河川は、国・府の整備計画に基づき改修を進める。市は、堤防の決壊により人家等に被害を及ぼすおそれがある箇所を発見した場合、河川管理者とともに流域、河川の状況等を的確に把握し、必要な対策を講じる。

(2) 市管理の河川

市の管理する河川の改修については、その必要箇所の調査を行い、概ね10年に一度の降雨(1時間雨量50mm程度)に対応できるよう、防災緊急性の高いものから整備に努める。なお、河川改修計画は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に即応できるよう検討を図る。

2 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と防災機能向上のための施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防ののり面等の実態調査を行い、予防対策を検討する。

第2 水害防止対策の推進

1 避難情報等の周知

市は、府の浸水想定区域の指定に基づき、浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項(避難経路・避難の心得等)を定め、住民に周知するように努める(ハザードマップの作成・更新等)。

2 雨水の流出抑制

集中豪雨等による浸水を防止するため、市、府及び国は遊水地、流域調整池の設置や透水性舗装、雨水浸透施設等の設置を推進するとともに、民間の新規開発、再開発時等においても、流出抑制施設の設置を指導する。

第3 下水道の整備

市は、市街地における浸水被害の解消を図るため、公共下水道等の整備による雨水対策の充実に努める。

第4 農地防災対策

施設管理者は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化に努める。

1 農業関係湛水防除

施設管理者は、農業用水路、排水施設の整備に努める。

2 ため池補修事業の推進

ため池管理者は、ため池の決壊等による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に改修補強に努める。

3 水防管理体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により地元住民に注意を促す。また、毎年出水期に先立ち、樋門の操作に支障がないよう点検整備するとともに、監視体制の強化に努める。
- (2) 市は、ため池管理者の報告等により災害発生の危険を察知した場合には、水利組合、消防団及び地元住民の協力を得て巡視など監視体制の強化に努める。
- (3) ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資器材を整備する。
- (4) 農業用施設等の管理者は、常に気象予警報等に注意し、これらの巡回・点検を行い、災害未然防止に万全を期すものとする。

第5 道路の冠水対策

豪雨又は溢水による道路面の流水を防止して交通の確保を図るため、冠水した実績、又は冠水の恐れのある道路について、嵩上げ対策や円滑な排水を行う側溝等を整備するなど、順次冠水道路の解消に努めるものとする。

第4節 土砂災害予防対策の推進

がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所の把握について、防災体制の整備・予防措置の指導及び防災工事など、各種の予防対策を講じ、当該区域住民の安全確保に努めるものとする。

第1 土石流対策（砂防）

1 土石流危険渓流の周知

建設省河砂第59号(平成2年9月25日付)による土石流危険渓流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家(5戸以下であっても官公署、学校、病院等のある場所を含む)に被害を生ずるおそれがある「土石流危険渓流Ⅰ」は、本市には32渓流ある。市は、土石流危険渓流とその危険性について、より一層の周知に努めるものとする。

2 予防体制の整備

市・府及び関係機関は日常的に観測・調査等を行い、危険性の有無を的確に把握し、土石流観測局や府防災情報システムなどからの雨量情報をもとに、警戒雨量を超えた場合、付近住民に周知し、避難活動等が迅速に遂行される情報連絡体制の確立を図る。また、危険区域については、広範囲にわたるため地域住民の協力が不可欠であり、自主防災組織の育成に努める。

第2 地すべり対策

1 地すべり危険箇所

建設省河傾発第10号(平成3年3月18日付)に基づく地すべり危険箇所調査により、地すべりの危険があるとされる「地すべり危険箇所」は5箇所あり、うち、多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止する、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条に基づき、国土交通大臣が指定する「地すべりによる防止区域」が1箇所ある。

2 防災体制の整備

地すべり対策については、日常的な観測が必要なため、市・府及び関係機関は、地域住民等との協力を密にし、特に地形の変化、地下水の変動、降雨等に注意し、災害予防措置として観測パトロールの実施体制を整えるとともに、情報連絡体制の確立を図る。

第3 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険箇所

国の点検要領に基づく、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じる恐れのある人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場所を含む。）を「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」といい本市には16箇所ある。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条に基づき、知事が指定する区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定するが、本市には2箇所ある。これ以外に、大阪府建築基準法施行条例第3条により、府が指定する災害危険区域が2箇所ある。

2 防災体制の整備

市は、府及び市が設置している雨量警報装置を主に観測体制を整え、災害情報の収集に努めるとともに、降雨量によりパトロールを実施するなど、警戒体制や避難体制の確立に努める。

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域等の周知

市は、府が指定する「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の周知に努めるとともに、「土砂災害特別警戒区域」においては、府と連携して住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限し、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれがある建築物等の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

2 予防体制の整備

警戒区域ごとに、災害予防措置としての自主観測パトロールの実施体制を整えるとともに、情報連絡体制の確立を図る。

第5 山地災害対策

山崩れによる災害を未然に防止するため、大阪府森林組合の協力を得て、造林事業の推進並びに南河内農と緑の総合事務所による治山事業の推進を図るものとする。

1 山地災害危険地の把握

林野庁7林野治第2914号（平成7年10月20日付）による「山地災害危険区域調査要領」に基づき実施した調査の結果、本市には「山腹崩壊危険地区」が17箇所、「崩壊土砂流出危険地区」が1箇所ある。

2 防災体制の整備

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、森林の維持造成を通じて山地災害の未然防止を図る。

また、市は、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関と連携して点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。

第6 宅地造成地の防災対策

1 宅地造成工事規制区域

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、宅地造成に伴い土石流の生じるおそれが著しい市街地、又は新たに市街地となる区域について、府と協議して「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第 3 条）の指定を検討する。

2 宅地等開発行為に対する規制・指導

市は、良好で機能的な住宅地の形成を図るとともに、災害につよいまちづくりを推進するため、宅地造成等規制法や都市計画法による開発許可制度で規制を行うとともに、「富田林市開発指導要綱」により指導に努める。

3 宅地安全の啓発

軟弱地盤、液状化を起ししやすい地盤、山地や丘陵地等の地盤が悪い箇所に建つ木造住宅等に対して、災害時に大きな被害を受けるおそれがあることを周知し、安全点検等と呼びかけるとともに、宅地防災上の安全性が低いものについては、関係法規に基づき安全対策を講ずるよう啓発する。

4 宅地防災パトロール

宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

また、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等の警戒避難体制を整備し、円滑な警戒避難が行われるよう周知に努める。また、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等の警戒避難体制を整備し、円滑な警戒避難が行われるよう周知に努める。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

消防本部及び関係機関は、消防法に規定する危険物の取扱施設、高圧ガス及び火薬類などの貯蔵施設又はその輸送車両並びにガス事業法に規定するガス工作物等については、関係法令に基づく保安責任者制度の効果的利用と立入検査の実施等により、施設の安全管理に関する指導を強化し、事故発生の防止に努める。

第1 危険物災害予防対策

1 保安教育の実施

消防本部は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るための講習会・研修会などの保安教育を実施する。

2 規制・指導の強化

消防本部は、危険物施設に対し消防吏員等の立入検査を実施し、次の事項について強力な行政指導を行い、災害を未然に防止する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の強化
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- (3) 危険物施設の管理者、保安監督者に対する指導の強化
- (4) 危険物の貯蔵、取扱等安全管理についての指導の強化

3 自主保安体制の確立

- (1) 危険物施設事業所の自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立を図るとともに、保安教育、消火訓練等の実施手法についての指導に努める。
- (2) 隣接する危険物施設事業所の相互応援に関する協定締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立に努める。

4 消防資機材の整備

- (1) 化学車等の整備を図るとともに、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 危険物施設事業所における消火剤及び必要資機材の整備に努める。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

1 保安体制の整備

消防本部は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を予防し、住民の安全を護るため、近畿経済産業局及び府等の防災関係機関と常に協力し、保安意識の高揚並びに自主防災保安体制等の整備促進を重点に、災害予防対策を推進する。

- (1) 保安思想の啓発
- (2) 規制の徹底

(3) 自主保安体制の整備促進

2 工事に起因するガス爆発の予防

道路掘さく等、工事に起因するガス工作物のガス漏洩による爆発事故を防止するため、事業者の事故防止のための工法の改良など技術的な検討を促進するとともに、工事にあたって関係者相互の連絡を密にして事故の未然防止に努める。

第3 毒物劇物災害予防対策

毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対して、府が行う製造、販売、使用のあらゆる段階における規制指導及び災害予防対策に対して協力するとともに、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対して危険防止のための応急措置を講じさせ、災害発生の防止に努める。

- 1 業務として製造、貯蔵又は取り扱う者は、消防法第9条の3項の規定により、予めその旨を消防本部に届け出なければならない。
- 2 消防本部は、届出の状況を把握し、災害発生時の消防活動の障害とならないよう維持管理について指導する。

第4 放射性同位元素等に係る災害予防対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故(放射線災害) 予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者(障防法第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。)等は、本計画に準じて必要な対策(施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等)を講じるよう努める。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

防災関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1 中枢組織体制の整備

1 防災対策の推進組織

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実に努める。

(1) 富田林市防災会議

富田林市防災会議条例（昭和38年条例第14号）の定めるところにより、富田林市地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行う。

(2) 富田林市防災対策推進会議

富田林市防災対策推進会議設置要綱（平成9年要綱第32号）の定めるところにより、市の防災対策等の審議及び決定を行う。

〔組織〕 会長 防災担当助役
副会長 総務部長
会員 各部長

(3) 富田林市災害対策司令部

災害対策の中枢組織として、市域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕 司令部長 総務部長
司令副部長 まちづくり政策部長、上下水道部長、消防長
司令部員 総務部、まちづくり政策部、上下水道部の各課長及び課長補佐級
※なお、必要に応じて構成員を追加する。

2 富田林市災害警戒本部

風水害等災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の予測が困難な場合、または局地的な災害が発生し始めたとき、災害対策本部が設置されるまでの間に、各種災害情報の収集・分析を行うとともに災害応急対策の検討を進めるなど、迅速かつ適切な初動体制を確立する。

【設置】 市長の指示により、総務部長が市役所401会議室に災害警戒本部を設置する。
なお、気象予警報等が発表されたとき、又は府域に震度4以上の地震が観測されたときは、市長の指示を待つことなく総務部長が設置し、その旨を市長に報告する。

- 【組織】 警戒本部長 助役（防災担当）
警戒副本部長 助役
警戒本部員 総務部、消防本部、まちづくり政策部、上下水道部の各部長
- 【業務】 災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒の業務を行う。
- 【廃止】 災害対策本部が設置されたとき、又は応急活動等の措置が完了したとき。

3 富田林市災害対策本部

本市の地域で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災対策の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条及び富田林市災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）の定めるところにより、市長は災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

- 【設置】 ① 中規模又は大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
③ 本市に震度5弱以上の地震が発生したとき
④ その他市長が必要と認めたとき

- 【組織】 本部長 市長
副本部長 助役、収入役、教育長、水道事業管理者
本部員 市長部局、教育委員会事務局、消防本部、議会事務局等総合事務室の部長級職員

【業務】 富田林市災害対策本部条例の定めるところによる。

- 【廃止】 ① 本市の地域において、災害発生のおそれが解消したとき
② 災害応急対策が、おおむね完了したとき
③ その他市長が適当と認めたとき

4 対策支部

大規模地震災害では、各避難所等から様々な情報、要請等が災害対策本部へ集中することが予想される。対策支部は、こうした混乱を避けるため、担当地区内の情報収集・整理や災害対策本部の指示事項の伝達を的確に行い、被災現場と災害対策本部との間を相互に結びつける役割を果たすものである。

市域で震度6弱以上の地震が発生したとき、あるいは災害の地域特性に応じ市長が必要と認めたとき、必要に応じてそれぞれのブロック拠点に設置する。

- 【組織】 支部長 市長が予め任命する
副支部長 市長が予め任命する
現地配備員 市長が予め任命する

【業務】 本部長が指示する業務

【廃止】 本部長が指示するとき

第2 動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備とあわせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の動員及び参集体制の整備に努める。

1 動員体制

動員体制については、第2編地震災害応急対策・復旧対策編における第1章第1節、及び第3編風水害等応急対策・復旧対策編における第1章第2節の「活動体制の確立」による。

2 動員の連絡と参集方法

(1) 勤務時間内の連絡

動員の連絡は、災害対策本部設置前は市長の指示を受けて防災担当部長が、各部長に連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。

災害対策本部設置後は、本部員が各課長に連絡し、各課長は各職員に連絡する。また、必要に応じて庁内放送等により配備体制を整えるよう連絡する。

(2) 勤務時間外の連絡

ア 地震災害時の自主参集

①市域又は隣接市町村で震度4の地震が発生したときは、災害警戒本部の自動配備とする。市域又は隣接市町村で震度5弱及び5強の地震が発生したときは、A号配備及びB号配備の自動配備とする。予め任命・指名を受けている職員は、自主的に参集し、所定の職務につく。

②市域又は隣接市町村で震度6弱以上の地震が発生したときは、C号配備の自動配備により、全職員が自主的に参集し、所定の職務につく。

イ 風水害等の際の連絡

防災担当部長（不在のときは防災担当課長）は、災害に関する情報連絡を本庁舎の宿日直者から受け、その情報を確認したうえで市長及び助役等に連絡する。市長及び助役等の協議の結果だされる配備指令を各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に、定められた部内連絡網にしたがい連絡する。

参集場所は、予め任命・指名を受けている職員は指定の場所、その他の職員は原則として勤務場所とする。ただし、各部長の判断により特に必要と認めた場合は、動員指令の連絡時に場所を指定して参集させ、職務につかせることができる。

【動員体制】

区 分		配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部体制		1 災害発生のおそれがある気象予警報等が発表されたとき 2 市域又は隣接市町村で震度4の地震が発生したとき 3 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、及び市長が必要と認めたとき 4 災害対策本部を設置するに至らない場合で、市長が必要と認めたとき	警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制 動員人数 20人以上
災害対策本部体制	A号配備	1 小規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき 2 市域で震度5弱の地震が発生したとき(自動設置)	災害を防ぎよするため、通信情報活動、物資、資機材の点検・整備等を行ない、各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制 動員人数 50人以上
	B号配備	1 中規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき 2 市域で震度5強の地震が発生したとき(自動設置)	中規模の災害応急対策を実施する体制 動員人数 200人以上
	C号配備	1 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき 2 市域で度6弱以上の地震が発生したとき(自動設置)	市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員を動員
上記の体制以外の配備		市長は、必要に応じて特に必要な部署の職員を指名動員する配備を指令することがある。	

第3 防災機能の確保・充実

市は、災害時に速やかな体制がとれるように、防災機能の確保・充実を図るとともに、大規模災害発生時においても、適切な災害応急活動が実施できるよう活動拠点及び備蓄拠点等を計画的に整備する。

1 防災中枢施設の機能整備

災害警戒本部又は災害対策本部の設置場所として予定している市役所庁舎 401 会議室にも、災害情報の収集・伝達のため大阪府防災行政無線の防災専用電話及び防災専用ファックス並びに双方向のCATV（有線テレビ）システム等の整備に努める。

2 代替施設の機能整備

大規模災害が発生し、市役所庁舎で対応できない場合に防災中枢施設を補完する機能を持った施設（災害対策本部・情報通信機器室・備蓄倉庫、自家発電施設等）を市消防本部内等に整備する。

3 公共施設等の機能整備

避難所に指定した学校施設をはじめとする公共施設等と災害対策本部との連携体制を整備するため、防災行政無線を設置するとともに、公共施設にあつては災害時の役割を踏まえ、ライフライン遮断時の自立対策等を検討し、それぞれ順次整備する。

4 地域防災拠点の機能整備

府及び市は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点の計画的整備に努める。

(1) 広域防災拠点の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める。

- ア 府の備蓄拠点、物資輸送拠点
- イ 航空機輸送を活用した物資輸送拠点（災害用臨時ヘリポートとして利用）
- ウ 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点
- エ 大規模災害発生時における広域防災基地のサブ機能

(2) 後方支援活動拠点の整備

府は、自衛隊、消防、警察など広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点（本市においては錦織公園）を整備する。

(3) 地域防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第4 資機材の整備

災害応急対策の万全を期するため、消防資機材及び水防資機材の充実及び適正な配置を図り、災害時に有効に使用されるよう定期的に点検を行い、不足する場合には補充を図るなどの措置を講ずる。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期するものとする。

第5 防災訓練

市は、防災計画・防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災意識の高揚等を図ることを目的として、防災関係機関、市民、事業所等の参加のもとに組織動員訓練、水防訓練、消防救助・救急訓練、避難訓練等の各種の訓練を実施し、災害時における防災活動の円滑な実施体制の確立に努める。また、被害が広域にわたる地震災害を想定し、隣接市町村との間で必要な物資、人員、資器材等を相互に提供、受入れ等を行うなど、広域応援訓練も取り入れ防災訓練の充実を図る。また、訓練の事後評価を行い、必要に応じて防災体制の改善に努める。

1 総合防災訓練

災害時の防災体制の万全を期するため、防災関係機関や市民の協力を得て組織動員・水防・消防・避難・通信・救出救助・ライフライン対応訓練等の総合防災訓練を実施する。

ア. 総合防災訓練の実施

イ. 訓練の種別

- ①通信連絡訓練
- ②図上訓練
- ③各種実技訓練

2 個別訓練

(1) 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員等の動員訓練等を実施する。

(2) 通信訓練

災害時において、有線通信系が不通又は利用することが著しく困難になる事態に備え、

通信の円滑な遂行を図るため、通信手続・無線機の操作・通信統制など、非常通信に関する訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水防工法、水防設備・器具の操作、水防資機材の輸送など、本市の実情に即した効果的な訓練を実施する。

(4) 消防訓練

災害規模・災害状況に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集・通信連絡・火災防御技術・救助等の訓練を実施する。

(5) その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で避難・救難救護・設備防護等の訓練を実施する。

第6 人材の育成

市及び防災関係機関は、災害対応力の向上を図るため、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して市民及び防災関係機関の職員に対し、防災知識を普及広報し、常に防災意識の向上に努めるものとする。

1 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、職員研修の実施や各種講習会、研修会等への出席、防災訓練への参加等による防災知識の習得並びに訓練を通じて、職員の防災教育を実施する。

2 自主防災組織の防災教育

防災関連の研修会及び各種訓練等への参加を呼びかけ、専門的知識の習得等、資質の向上を図る。

第7 公共施設における防災体制の整備

1 公共施設防災体制の強化

学校園、保育所、介護保険施設等をはじめとする公共施設管理者は、自らの施設の実情を考慮して、施設ごとに避難訓練を実施するなど、各種災害に対応するための防災体制の強化に努める。

2 データの保全

市は、災害復旧に必要な地積、権利関係書類並びに測量図、構造図等の各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の確保に努める。

第8 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、平常時から災害応急体制の検討、被害想定及び災害復興等について調査研究を継続的に実施する。

第9 広域応援体制の整備

1 広域応援体制の充実

市は、災害時に相互応援を実施することを目的に、災害対応策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の整備に努める。

【府が締結する協定】

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

【市が締結する協定】

大阪府中ブロック消防相互応援協定

大阪市・富田林市航空消防応援協定

富田林市・河内長野市消防相互応援協定

富田林市・堺市高石市消防組合消防相互応援協定

大阪府下広域消防相互応援協定

災害相互応援協定（中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村）

大阪府水道震災対策相互応援協定

阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定

水越トンネルに関する消防相互応援協定

南阪奈道路消防相互応援協定

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市及び府は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動を効果的に実施するために設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

3 民間関係団体等との協力体制の整備

市は、大規模災害時の応急活動や救護活動の効率化を図るため、関係団体等との協力体制を整備するとともに、災害時の連絡を密にする情報交換の強化・充実に努める。

4 自衛隊の派遣要請に関する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の整備及び派遣要請手続きの明確化に努めるとともに、総合防災訓練への自衛隊の参加等により相互の連携を図る。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

災害時の電話の輻輳や途絶に備え、市は防災関係機関相互の通信・連絡手段の多ルート化等を推進し、本部員及び防災対策関係職員への非常時通信・連絡手段の確保を図ることにより、総合的に情報の収集・伝達体制の整備・強化に努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

1 防災情報システムの整備

災害時に被害の状況を把握し的確な応急対策を実施するため、市は観測情報や被害情報の収集伝達等、活動初期に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図る。

(1) 大阪府防災情報システムの活用

大阪府防災情報システムを活用し、気象等観測情報及び被害情報等を収集分析する体制を強化する。

(2) 大阪府防災行政無線の活用

大阪府防災行政無線、気象予警報等、地震情報、風水害等に関する情報の的確な収集体制を整備する。

(3) 警報伝達受信専用ホットラインの活用

ホットライン（緊急非常用の直通電話）により提供される気象予警報等の的確な収集に努める。

(4) 雨量計による災害監視システム及び降雨解析システムの活用

市内に設置された雨量観測所等の降雨情報を収集分析するとともに、降雨解析システムを利用した警戒・避難体制の判定について検討する。

(5) 気象ニュース等提供事業者等からの情報の活用

台風をはじめとする風水害に関する情報を、より詳細に把握するため、専門事業者からの情報収集を充実する。

2 防災行政無線の整備・充実

市は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

(1) 富田林市防災行政無線の整備・拡充

情報連絡体制の充実に向け、今後も継続的に富田林市防災無線の整備推進に努める。

ア 同報系

イ 移動系（広域共通波、相互波）

ウ 地域防災系

(2) 無線従事者の養成

防災行政無線等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

- (3) 消防無線の整備充実
消防無線の整備充実に努める。
- (4) 消防分団への無線配備
- (5) 非常通信の活用（大阪地区非常通信協議会の通信経路に基づく）

第2 情報収集伝達体制の強化

市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

(1) 勤務時間外の情報収集・伝達

勤務時間外における情報収集・伝達は、防災担当課において実施し、初動体制の確立に努める。

(2) 市民等からの情報収集

災害時の被害情報は、自主防災組織・自治会等を通じて速やかに市に通報するよう市民に周知する。また、市民から通報のあった被害情報は、「被害状況受付兼出動指令書」に記載し情報伝達の確実性を期する。

(3) 職員参集時の情報収集

職員は参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

(4) 各部（班）における報告責任者

情報の確実性を期するため、各部（班）において報告責任者を定めるものとする。

(5) 無線通信に関する市民との協力体制

災害時に民間の無線通信設備等が活用できるよう、連携体制の整備に努める。

第3 災害広報体制の整備

市は、災害に対する生活情報を常に伝達できるよう多様な広報手段の活用を図る。また、外国人を含む災害時要援護者への情報提供を考慮し、広範な広報手段の確保、体制及び施設設備の整備に努める。

1 広報体制の整備

- (1) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (2) 広報文案の事前準備
 - ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

- (3) 災害時要援護者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
 - (4) 市外へ避難した市民に対する広報紙の郵送やファックス、インターネット等の活用
- 2 報道機関との協力体制の確保**
放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。
- 3 災害時の広聴体制の整備**
住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できる体制の整備に努める。

第4 防災情報共有社会の実現

地震ハザードマップ（被害等想定図）、土砂災害危険箇所図の作成等、住民との平常時からの災害危険情報の共有化を図る。

第3節 火災予防対策の推進

富田林市消防本部は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大防止を図るため、火災予防対策等の推進に努める。

第1 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

消防法の規定に基づき、学校、病院、事業所等の防火対象物の構造等について立入検査し、火災予防上必要があると認める場合、又は火災が発生し、人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者、占有者に対し、必要な改善等を指導し、火災予防の万全を期す。

2 防火管理制度の推進

消防法第8条の規定により選任された防火管理者に対し、防火対象物にかかる消防計画の作成、消火訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用等の監督、収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 防火対象物定期点検

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

4 一般家庭防火対策の推進

火災予防街頭広報、各種団体を対象とした防火講習会等の火災予防広報活動を積極的に推進し、また、一般家庭に対し地震発生時の火気使用設備、器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止及び消火方法について徹底を図る。

5 高層建築物防火対策の推進

(1) 防災計画書の作成指導

高層建築物の新築に際し、出火防止、初期消火や避難安全性の確保等の観点から、建築物の計画条件に即した総合的な防災計画の作成を指導する。

(2) 共同防火管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(3) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

第2 林野火災予防対策

市及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、監視体制等の強化を図るなど、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化

(1) 府

森林保全員を配置し、府域における林野の巡視を行うなど林野火災の防止に努める。

ア 入山者に対する火災予防のための適切な指導

イ 防火標識の維持管理

ウ 火入れの許可の有無及び許可の条件を確認、違反事項の中止の指示

エ 春期、秋期の火災発生危険期における重点的な巡視の実施

(2) 市

ア 住民、事業所に対する啓発

イ 火災発生危険期における巡視の実施

ウ 森林法に基づく火入れの許可

(3) 近畿中国森林管理局

国有林における火災を防止するための監視を強化するとともに、防火線、管理自動車道の整備を行う。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

府は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、関係市町村に対して林野火災特別地域対策事業を実施するよう指導する。

3 林野火災対策用資機材の整備

府及び市は、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器

(2) 消火薬剤等の整備

第一燐酸アンモニウム（MAP）、第二燐酸アンモニウム（DAP）、展着剤等

第4節 消火・救助・救急体制の整備

富田林市消防本部は、災害による被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めるものとする。

1 常備消防力の強化

「消防力の基準」(昭和36年8月1日消防庁告示第2号)に基づき、消防力の拡充・強化を図る。

- (1) 市街地においては、人口及び気象条件に応じて所要の消防ポンプ自動車等必要機材を配備する。
- (2) 化学消防自動車及び救急自動車等の配備を図るとともに、それらの自動車運行上の要員並びに警防上必要とする人員の確保に努める。
- (3) 消防本部、各署所に相互連絡用の消防専用電話及び無線連絡装置を整備し、機能の強化を図る。
- (4) 大阪府防災行政無線の端末機を配備し、府及び関係機関との連絡体制の強化に努める。
- (5) 消防自動車等の性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、災害時の即応体制を確立する。

2 消防水利の整備

市街地等の地域別及び用途別並びに気象条件に応じ、また、建築物の容積率を考慮して消防水利の拡充・強化を図る。

- (1) 「消防水利の基準」(平成12年1月20日消防庁告示第2号)に基づき消防水利を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化に努める。
- (3) 遠距離大量送水システムの整備など、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

3 活動体制の整備

消防本部の作成した「消防計画」及び「救急業務計画」に基づき、迅速かつ適確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

団員の処遇改善を図るとともに、入団募集方法の検討や若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加促進などにより組織の強化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防資機材等の一層の強化、高度化を図るとともに省力化を推進する。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の教育訓練を定期的を実施し、防災に関する知識及び技能の向上を図る。

5 自主防災組織等の育成

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性による防火クラブなど市民の自主防災組織を育成・強化し、その活動を通じて防災知識の普及を図るとともに、防火思想の啓発に努め、地域の協力体制と連帯意識の高揚に努める。

6 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄に努める。

(1) 消火作業機器等の整備

(2) 消火薬剤等の備蓄

7 広域消防応援体制の整備

大規模災害の発生に対処するため、広域消防応援体制等を整備し、近隣市町村等との連携の強化に努める。

(1) 隣接消防との応援協定

富田林市・河内長野市消防相互応援協定（昭和40年10月8日締結）

富田林市・堺市高石市消防組合消防相互応援協定（平成17年2月1日）

(2) ブロック単位の協定

大阪府中ブロック消防相互応援協定（昭和45年2月24日締結）

(3) 航空消防応援協定

大阪市と富田林市（昭和45年10月1日締結）

(4) 大阪府内広域消防相互応援協定（昭和63年3月1日締結）

締結市町村

富田林市、大阪市、堺市高石市消防組合、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市・門真市消防組合、茨木市、八尾市、泉佐野市、枚方寝屋川消防組合、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏羽藤消防組合、摂津市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、島本町、忠岡町、熊取町、阪南岬消防組合、河南町

第5節 災害時医療体制の整備

多数の負傷者の発生や、医療機関が被害を受けて機能が停止したり、医療従事者や医療用資機材、医薬品等が著しく不足するなど、災害時の混乱のなかでも医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、市は医療関係機関及び府と密接に連携しながら、災害時医療体制の整備に努める。

第1 基本的な医療体制

災害の状況に応じて被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する災害時医療体制の整備に努める。

1 基本的な医療体制

(1) 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療は、富田林医師会が編成する医療救護班等が「救護所」において実施する。

ア. 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（小中学校医務室、公共施設、市内医療機関等、予め選定する。）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

※ トリアージ 被災負傷者・病人を治療優先順位に基づいて分類すること

【医療救護班】 富田林医師会が編成する医療救護班

イ. 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

【医療活動班】 各医療機関等から派遣される主に診療科別医療体制による災害医療救護班

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含む）全ての医療機関で実施する。

ア. 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

イ. 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ. 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ. 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は医療関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を整備する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

府が推進する広域災害・救急医療情報システムを有効活用できる環境づくりを推進する。

2 医療情報連絡員の指名

市長は、医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、予め医療情報連絡員を指名する。

第3 初期医療体制の整備

市は富田林医師会等と連携して、救護所において応急措置などを行う医療救護体制を整備する。

1 医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

市は、応急的な治療を施すために医療救護班を編成し、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、公的医療機関、日赤、医師会との協力・連携体制の整備を図る。

(2) 初期医療体制確立に向けての環境整備

地震発生後は、ライフラインの被災による停電、断水等の被害及び交通混雑による渋滞で救急車による搬送や被災地における医療施設の被害など、初期医療体制が十分機能しないことが考えられる。そのため、病院防災マニュアルを作成・習熟し、応急措置、緊急復旧等について関係事業者等と協議するなど、平素から医療体制の充実を図る。

2 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

富田林医師会が編成する医療救護班並びに府等から派遣される医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を図る。なお、医療救護班の拠点富田林市立保健センターに置く。

3 救護所の設置

被災地において医療機関がない場合、又は医療機関が被災して他の医療機関が遠隔のため医療活動が困難な場合、及び災害時状況により救護所の設置が必要と判断した場合、富田林市立保健センターや避難所その他の施設に救護所を設置する。また、付近医療機関の開設者の承諾を得た場合は、当該医療機関に設置する。

第4 後方医療体制の整備

市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を整備する。

1 災害医療機関

(1) 災害拠点病院

ア. 基幹災害医療センター（府）

地域災害医療センターと同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する基幹災害医療センターを整備する。

イ. 地域災害医療センター（府）

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害医療センターを整備する。

(2) 特定診療災害医療センター（府）

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 市災害医療センター（市）

市の医療救護活動の拠点となる市災害医療センターの整備に努める。

(4) 災害医療協力病院（市）

災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備に努める。

第5 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

市は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め計画的に備蓄を行うとともに、富田林医師会、富田林薬剤師会等の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保及び供給体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの情報を適確に把握し、受入れ可能病床等を勘案して適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段等について、予め富田林医師会等と協議を行い、その体制を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 医療機関の防災体制と協力体制の確立

1 医療機関の診療機能の確保

医療機関は、災害時における診療機能を確保するため、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ「病院防災マニュアル」を作成し習熟するとともに、災害医療訓練の実施に努める。

2 地域医療連携の推進

災害時に、災害拠点病院等をはじめ三師会等の医療関係機関が連携して医療活動が実施できるよう、地域保健医療協議会と平常時からの密接な連携を図るとともに、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

3 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などの整備に努める。

第8 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府、警察署、道路管理者等と協議して地域緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

国道 170 号（旧 170 号を含む）、国道 309 号、府道美原太子線

(2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と災害対策本部、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害協力病院、避難所、後方支援活動拠点等の防災拠点施設を連絡する道路。（資料編参照）

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、予め選定された緊急交通路を整備するとともに、その安全性を十分に監視・点検する。また、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

3 緊急交通路の周知

市及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民に対し広報誌等を通じて緊急交通路の周知に努める。

4 道路機能確保

道路管理者は、道路機能確保体制の整備に努める。

第2 災害時用臨時ヘリポートの選定

市は、災害時の救護・救助活動。緊急物資の輸送に際して、陸上輸送の補完並びに林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため災害時用臨時ヘリポートを選定する。

なお、市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、又は報告事項を変更（廃止）した場合は、府に報告する。

災害時用臨時ヘリポート一覧表

No.	ヘリポート名	所在地	管理者	幅×長さ
1	石川河川敷喜志グラウンド	富田林市西条町一丁目994の先	富田林市長	170×70
2	石川河川敷川西グラウンド	富田林市西板持町一丁目126の先	富田林市長	370×90
3	金剛東中央公園内グラウンド	富田林市向陽台三丁目2	富田林市長	90×80
4	金剛中央公園内グラウンド	富田林市久野喜台二丁目2	富田林市長	90×90
5	Cグラウンド(駐車場)	富田林市新堂2172の1	パーフェクトリ バティ教団 大本庁	200×40
6	大阪大谷大学(旧大谷女子大学) グラウンド	富田林市錦織北三丁目11-14	左藤 恵	130×80
7	総合スポーツ公園 多目的グラウンド 野球場	富田林市佐備2467-1	富田林市長	180×120 95×95

第3 緊急通行車両の事前届出

1 緊急通行車両の事前届出

市及び防災関係機関は、災害時の応急対応活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、市有車両を緊急通行車両として富田林警察署長を経由し、府公安委員会へ事前届出を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておくものとする。

2 事前届出手続き

(1) 申請書類

- ア. 緊急通行車両事前届出書 2通
- イ. 自動車検査証の写し 2通

(2) 対象車両

災害応急対応に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対応を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車については対象外)

(3) 届出済証の返還

次の場合、速やかに富田林警察署長を経由して届出済証を返還するものとする。

- ア. 届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき
- イ. 当該車両が廃車となったとき
- ウ. その他緊急車両としての必要がなくなったとき

第4 緊急通行車両確認申請

1 事前届出済車両の確認申請

市及び防災関係機関は、災害時には事前届出を行った富田林警察署に、交付を受けた「緊急通行車両事前届出済証」を提示して所要の手続きを行い、所定の証明書及び標章の交付を受ける。

なお、特別の事情で事前届出を行った富田林警察署で手続きを行うことができない場合にあつては、他の警察署等で手続きを行うことができる。

2 その他車両の確認申請

災害が発生し、緊急通行車両以外の車両の通行を制限し、又は禁止する交通規制がとられ、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けた車両以外の市有車両等を緊急輸送等に使用する場合は、知事又は府公安委員会に対して、緊急通行車両の確認申請を行い、所定の証明書及び標章の交付を受ける。

第7節 避難収容体制の整備

市は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進に努める。

そのため、避難地、避難路、避難所を選定するとともに、その周知を図るなどの体制の整備に努める。

第1 避難地・避難路の選定

1 一時避難地

市は、火災発生時等に地域住民が一時的に避難できる場所を選定する。

(1) 選定の基準

- ア 概ね1ha以上の場所（公園、学校のグラウンド等）を選定する。
- イ 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと
- ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること

(2) 選定場所

都市公園や小・中学校のグラウンドなど43箇所

(3) 安全性の向上

市は、一時避難地として必要な設備等を整備し、市民への周知に努める。また、新たな選定に向け、概ね1ha以上の都市公園等の整備を図る。

2 広域避難地

市は、火災の延焼拡大等によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を選定する。

(1) 選定の基準

- ア 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地
- イ 想定される避難者1人当りの必要面積は概ね1㎡
- ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること

(2) 選定場所

錦織公園

(3) 安全性の向上

広域避難地として必要な設備等を、周辺の緑化や災害時要援護者への配慮と併せて整備し、市民への周知に努める。

3 避難路

市は、広域避難地に通じる道路を避難路として選定する。

(1) 選定の基準

- ア. 原則として幅員が 16m以上の道路(ただし、沿道に耐火建造物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m以上の道路)又は 10m以上の緑道
 - イ. 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと
 - ウ. 水利の確保が比較的容易なこと
 - エ. 危険物施設等に係わる火災、爆発などの危険性がないこと
 - オ. 土砂災害及び浸水等により通行不能になるおそれがないこと
- (2) 選定道路
- 国道 309 号、旧国道 170 号、府道美原太子線、府道堺富田林線、府道森屋狭山線、府道甘南備川向線、府道富田林泉大津線、府道富田林太子線
- (3) 安全性の確保
- 道路管理者は、広域避難地への避難が安全に行われるように、災害時要援護者にも配慮して整備に努める。

第2 避難所

市は、災害時又は災害により家屋の損壊、滅失、浸水、流失のおそれがある場合、避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

1 選定の基準

- (1) 想定される避難者 1 人当たりの必要面積は概ね 2 m²以上
- (2) 防災活動の拠点となる
- (3) 第 1 次防災生活圏を基本として設置

2 選定場所

小学校 16 箇所、中学校 8 箇所、社会教育施設等 10 箇所

3 安全性の向上

施設管理者は、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備等の整備に努めるとともに、災害時要援護者が利用しやすいように、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく福祉的な整備を促進する。

- (1) 安全性の向上
 - ア. 周辺の不燃化（消火栓、防火水槽、緑化促進等の防火設備の整備）
 - イ. 防災資機材の整備
- (2) 迅速な避難促進
 - ア. 職員の派遣
 - イ. 入口付近の拡張、障害物の除去
 - ウ. 非常電源付き照明設備の整備
 - エ. 避難所表示板の整備

- オ. 有線・無線通信機器の整備
- カ. 駐車場の確保
- (3) 避難者の滞在援助
 - ア. 生活必需品の備蓄
 - イ. 福祉仕様の便所の設置
 - ウ. 仮設スロープ、手すりの設置
 - エ. 段差の解消、誘導ブロックの設置

第3 避難所の運営管理体制の整備

1 開設体制

(1) 勤務時間内

市長が災害の状況から判断して、指定されている避難所の一部又は全部の開設を決定し、その指示により施設管理者又は避難所担当職員が開設する。

(2) 勤務時間外

施設の日直者又は警備担当者が、施設管理者の指示により開設する。施設の日直者が不在の場合にあつては、施設の管理者又は予め定めた夜間休日緊急連絡先の担当者の協力を得て避難所担当職員が開設する。

(3) 施設管理者及び夜間休日緊急連絡先の事前通知

施設の管理者は、自らの連絡先や夜間休日連絡先などを定め、市に対して事前の通知を行い、開設体制に万全を期すように努める。

2 運営管理体制

(1) 施設管理者

予め定めた避難所の安全点検及び防災関係設備等の整備を図るとともに、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 避難所担当職員

予め指定された避難所担当職員は、避難所の開設及び開設当初の避難所運営が円滑に行えるように、避難所運営の手順等の習熟に努める。

第4 避難誘導體制の整備

1 避難の基本的な考え方

(1) 避難

避難には、市長ほか法令に基づく避難勧告・指示によるものと、住民自らの判断による自主避難とに区分される。

ア. 自主避難

突発的災害発生時、避難勧告・指示を待ついとまがない場合、市民自らの判断に

より、一時的に身の安全を確保するために避難するもの。

イ. 集団避難

災害状況により、避難した場所からより安全な避難所・避難地に集団で避難するもの。

(2) 誘導

ア. 誘導方法

災害の状況から判断して、必要がある場合には自治会等の住民組織や富田林警察署の協力を得て避難誘導の措置を講ずる。

なお、一時緊急避難地や避難地に災害の危険性が生じた場合、広域避難地や他の避難地への避難は、富田林警察署及び自治会等の住民組織の協力を得て避難誘導員を配置して行う。

イ. 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の避難には、必要に応じて適切な支援措置を講ずる。

2 避難誘導體制の整備

(1) 市及び関係機関は、避難地に指定された施設等について平常時から周知を図り、速やかに避難ができるように努めるとともに、災害時要援護者の避難について自治会等の住民組織との協力体制の確立を図る。

(2) 市は、避難地の防災行政無線の整備や運用体制の確立を図る。

第5 応急危険度判定体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の危険度を判定するための体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府が実施する応急危険度判定講習会の開催や応急危険度判定士の養成、登録に対して、建築関係団体とともに協力を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、応急危険度判定士の受入れ体制など実施体制の整備を図る。

(3) 制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地災害危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府が実施する応急危険度判定講習会の開催や被災宅地危険度判定士の養成、登録に対して、建築関係団体とともに協力を行う。

(2) 実施主体の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士の受入れ体制など実施体制の整備を図る。

第6 応急仮設住宅等の事前準備

市は、災害時に応急仮設住宅の建設を円滑に実施するため、予め建設候補地を選定する。建設候補地としては、原則として一時避難地に指定する都市公園をあてるものとする。

第7 砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用

(1) 斜面判定士の登録

市は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局が整備する砂防ボランティア（斜面判定士等）制度に対して、砂防関係団体とともに登録等の協力を行う。

(2) 制度の普及啓発

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8節 緊急物資確保体制の整備

市及び関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

1 給水体制のめやす

市は、府との相互協力により、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

また、乳幼児等の災害時要援護者に配慮するため、6リットルの給水袋や缶詰水(500ミリリットル)の備蓄に努める。

2 水道施設の整備

市は、上水道整備計画等に基づき、浄水場・配水場の配水池等の耐震化を図るとともに、配水池には緊急遮断弁及び自家発電設備等を設置するなど、災害に備えた機能整備に努める。

3 補給水利の確保

補給水利として、市の配水池を補給水源として確保する。

4 応急給水拠点の整備

(1) 災害により配水管等が被害を受け、通常給水が困難となった場合、市は配水池を応急給水拠点として活用し、給水車、仮設給水栓、給水ポリ容器等により応急給水が実施できる体制の整備に努める。

(2) 避難所、病院、社会福祉施設及び災害対策の拠点となる施設に対する応急給水体制の整備を図る。

5 応急給水用資機材等の整備

市は、給水タンク、仮設給水栓、ポリ容器、非常用飲料水等の応急給水用資機材の整備・充実に努める。

6 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、支持、支援を行うために、市は府と相互に協力して大阪府水道震災対策中央本部体制の整備に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

市及び防災関係機関は、府と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 重要物資の備蓄基準

市は、府と協力して備蓄する重要物資の備蓄基準を次の通り定める。

(1) アルファ化米

市は、要給食者の1食分を備蓄する。

(2) 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市は、高齢者用食1食分、粉ミルク1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

(3) 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等考慮を要する者の必要量を備蓄する。

(4) 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市は、1日分を備蓄する。

(5) 簡易トイレ（トイレトペーパーを含む）

市は、必要量を備蓄及び調達により確保する。

2 その他の物資の確保

下記の物資の備蓄及び調達等の確保体制を整備する。

(1) シチュー等の副食

(2) 食器類（椀、スプーン、紙コップ等）

(3) 被服（肌着等）

(4) 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

(5) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

(6) 医薬品等（常備薬、救急セット）

(7) 日常生活用具等（車椅子、非常用排便収納袋、バケツ等）

(8) 救助・救出用資機材（ブルーシート、発電機、水中ポンプ、チェーンソー、バール、救助袋等）

3 備蓄倉庫の整備と備蓄物資の管理

市は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

(1) 備蓄倉庫の整備

市は、市内を4ブロックに分けて食料、飲料水の備蓄や生活必需品の備蓄を行い、必要な食料及び寝具その他の生活必需品の確保に努める。また、民間事業者等と事前に調達に関する協定などを結び万全な備蓄体制の確保に努める。

(2) 備蓄物資の管理

常時点検・整理を行い、耐用年数、賞味期限を考慮して計画的に買換えを実施するなど、備蓄物資の管理に努める。

4 緊急調達体制の確立

(1) 民間企業からの調達体制の強化

被害状況によっては、備蓄だけでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することも予想されるため、民間企業等の協力を得て流通在庫を調整し、緊急時の物資調達に万全を期す。

(2) 広域的な受入れ体制

市は、府の広域防災拠点等を通じて広域的な救援物資を受入れる体制及び広域的な相互応援を受入れる体制の整備に努める。

第9節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 上水道（市）

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援を的確に行うための情報通信システム（アクアネット）を活用して情報連絡体制の強化に努める。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ（代替補助）機能を強化する。
- (3) 関係協力団体との協力体制の整備に努める。
- (4) 応急復旧の活動マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制の整備に努める。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うため、市は府と協力して大阪府水道震災対策中央本部体制の整備に努める。

第2 下水道（市）

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧について予め計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧機等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社南部導管部）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア. 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ. 基準値以上の揺れを感知すると、自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、予め計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害対策用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店、ケイディーディーアイ株式会社（関西支社））

災害により電気通信設備又は回線に支障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被害設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、予め保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア. 災害予報及び警報の伝達
 - イ. 非常召集
 - ウ. 災害時における通信疎通確保
 - エ. 各種災害対策機器の操作
 - オ. 電気通信施設等の災害応急復旧
 - カ. 消防及び水防
 - キ. 避難及び救護
- (2) 国、大阪府等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調
電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商

用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 市及び府は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第10節 交通確保体制の整備

鉄道、道路等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備に努める。

第1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うため、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 公共輸送機関（近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社金剛自動車）

近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社金剛自動車の各社は、乗客の避難、運行路線の被害状況を把握するため、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第3 道路施設

道路管理者は、道路上の障害物除去のための資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制の整備に努める。

第 11 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、府と協力して地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急五箇年計画を策定し、事業の推進を図る。

1 対象地域

富田林市全域

2 計画の初年度

平成 13 年度

3 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (5) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (6) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (7) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (8) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (9) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

第1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して市民及び防災関係機関の職員に対し、防災知識を普及広報し、常に防災意識の高揚に努める。

1 防災知識の普及と意識啓発

市及び防災関係機関は、市民の災害に対する備え及び心がけ、災害時における自発的な防災活動等について普及・啓発に努める。

普及・啓発にあたっては、下記の項目に留意して行うとともに、外国人、障害者等の災害時要援護者にも配慮する。

- (1) 災害の知識
 - ア 災害の態様及び危険性
 - イ 防災体制及び講ずる措置
 - ウ 危険箇所・場所
 - エ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - オ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (2) 災害への備え
 - ア 2～3日分の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
 - イ 非常持出品の準備
 - ウ 家屋等の点検及び安全対策
 - エ 避難地・避難路・避難所、家族等との連絡方法等の確認
 - オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
 - カ 自主防災組織活動及び救出訓練をはじめとした防災訓練への参加
- (3) 災害時の行動
 - ア 身の安全の確保方法
 - イ 情報の入手方法
 - ウ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - エ 災害時要援護者への支援
 - オ 初期消火、救出救護活動
 - カ 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - キ 避難生活に関する知識

2 災害時要援護者に対する啓発

- (1) 市及び関係機関は、福祉施設等において災害に関する理解を深める防災教室等を

開催する。

- (2) 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。
- (3) 市及び関係機関は、防災に関する外国語版、点字版のパンフレットやカセットテープ等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した、多様で決め細やかな啓発の実施に努める。

3 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

被害を軽減するためにも、防災知識の啓発・普及を進めることは大切である。特に火災は、防火知識の低下によって起る場合が多いので、防火管理者には火災予防を重点とした講習会へ、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識及び技術を養成する保安講習会への参加を呼びかける。

4 活動を通じた啓発

市及び関係機関は、防災知識の普及を防災週間及び防災とボランティア週間等、防災に関する諸行事と併せた講演会の開催、市民を対象とした防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用によって進める。

第2 防災教育

市及び関係機関は、市民の安全を守るため、児童・生徒から高齢者までそれぞれの段階に応じた防災教育を計画的に進める。

1 児童・生徒に対する防災教育

- (1) 教育の内容
 - ア 身の安全の確保方法、避難地、避難路、避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
 - イ 災害についての知識
 - ウ ボランティアについての知識・体験
- (2) 教育の方法
 - ア 防災週間等を利用した訓練の実施
 - イ 教育用防災副読本及びビデオの活用
 - ウ 特別活動を利用した教育の推進
 - エ 防災教育啓発施設の利用

2 社会教育事業における防災教育

市及び関係機関は、公民館講座等の社会教育事業において、災害に対する知識、災害予防及び災害時の対応に関する教育を実施するとともに、ボランティアについて知識の普及及び体験を通じた活動の普及・啓発を図る。

3 防災教育の推進

総合的な学習の時間の活用等により、災害についてのイメージーションを高めるような初等・中等教育における防災教育を充実し、防災に関する知識の普及を推進する。

また、防災に関する一定の知識を持った防災のエキスパートをボランティアとして登録し、防災教育の充実を図る。

第3 防災広報

市及び関係機関は、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災広報の実施に努める。

1 災害広報の手段

市及び関係機関は、「自らの安全は自らが守る」という理念のもとに、市民の防災力の向上をめざすため、各種手段及び機会を活用し広報活動に努める。また、在住外国人に対しては、多言語で広報するように努める。

(1) 印刷物による広報

広報誌等に時節に応じた関係記事を掲載するほか、防災マップ、洪水ハザードマップ、チラシ等の配布により防災意識の高揚を図る。

(2) 防災マップ等の更新・再配布

防災マップ等は、必要に応じて更新し再配布する。

(3) ビデオ等による広報

震災対策教材ビデオ等による研修会等を開催し、知識の普及に努める。

(4) ポスター、作文、標語等の募集による広報

市は、小・中学校等から防火に関するポスター、作文、標語等を募集し、市民を対象に防火知識の普及に努める。

(5) ホームページによる広報

富田林市のホームページに、洪水ハザードマップ、災害への備え、災害時の心得を掲載するなど、各種防災情報の掲載を推進する。

(6) 防災センターの活用

富田林市防災センター「みなみおおさかトライヤルプラザ」の体験型学習設備を活用し、市民が災害の実態を正しく知り、それに対処する方法を理解できるよう、周知・啓発に努める。

2 広報の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

■災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
宅地防災に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月1日～30日 6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週（毎年）
火災予防に関する事項	文化財予防デー 春期火災予防運動 秋期火災予防運動 山火事予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	災害とボランティア週間 災害とボランティアの日 防災週間 防災の日 救急の日 119番の日	1月15日～21日 1月17日 8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 11月9日

第2節 自主防災体制の整備

第1 自主防災組織の育成

大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、市をはじめとする公的な防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要であるが、同時に、市民一人ひとりが初期消火や人命救助等についての十分な知識を持ち、災害に対処することも求められる。市及び防災関係機関は自主防災組織の育成を促進し、訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図る。

また、多数の者が出入し、又は利用する施設、危険物等を製造若しくは保有する工場・事務所等についても、事業所自らの防災組織を編成し、大規模災害等に備えるものとする。

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

1 組織の育成

市及び関係機関は、自治会や町内会等を活用して、防災意識の啓発及び防災訓練等を実施し、効果的に防災活動を行う自主防災組織の育成に努める。

一方、市民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、市民の自主的な防災組織づくりに主体的に参加する。

2 自主防災組織の内容

自主防災組織は、おおむね情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等で構成するが、これらについては、それぞれの組織において事業計画等の規定を定めて活動する。

3 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急応急手当・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）

- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報など住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ その他関係機関の実施する応援活動への協力

4 育成方法

市は、町会単位の自主防災組織の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資器材の給付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 防災訓練、応急手当訓練の実施

5 各種組織の活用

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性による防火クラブなど地域の自主防災組織や、赤十字奉仕団などの公共的団体による自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業所等による自主的な防災体制の整備

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう適確な防災活動を行うことが求められる。このため、適確な防災活動を実施する自主的な防災体制を整備するよう啓発する。

一方、事業所等は、従業員・利用者等の安全確保及び被害の防止・軽減を図るため、迅速かつ的確に防災活動を行う自主的な防災体制を整備し、万全を期する。

1 平常時の活動

- (1) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- (2) 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- (3) 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- (4) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- (5) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

2 災害時の活動

- (1) 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への救助など）
- (2) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (3) 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- (4) 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- (5) 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

第3節 ボランティアの活動環境の整備

第1 ボランティア受入れ体制の整備

市は富田林市社会福祉協議会と協力して、災害発生時に集まってくるNPO・ボランティアの受入れ体制を平常時から確保するとともに、NPO・ボランティアの事前登録の普及・協力を努める。

1 受入れ窓口の整備

市は、平常時から災害時に活動するNPO・ボランティア活動の受入れ、活動の調整を行うための窓口設置及び運営について、府及び社会福祉協議会等と連絡調整に努める。

2 事前登録

市は、府が行う災害時にNPO・ボランティアの事前登録の普及・啓発に努める。

第2 ボランティア団体等への支援と連携

1 ボランティア意識の醸成

市及び富田林市社会福祉協議会は、行政や民間等で行う様々な研修、学習等の場や広報誌等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義についての啓発を行い、市民のボランティアに対する意識の啓発と活動参加を呼びかける。

2 ボランティア団体ネットワークづくり

富田林市社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動を行う各種団体のネットワークづくりを進め、災害時における迅速かつ適切な対応を図れるように努める。

3 人材の育成

富田林市社会福祉協議会をはじめ関係機関は、相互に連携してボランティア活動の中核を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 活動支援体制の整備

(1) 災害ボランティアセンター設置体制の確保

市は、災害状況に応じて市庁舎、避難所などに、活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する体制の確保に努める。

(2) 活動支援体制の確保

市は、ボランティア活動が円滑に実施できるよう、事務用品その他必要機材を準備する体制及び常に最新の災害情報を提供できる体制の確保に努める。